

全国高等学校体育連盟体操専門部規約

第1章 名称および事務所

第1条 本専門部は全国高等学校体育連盟体操専門部と称する。

第2条 本専門部の事務所は部長所定の学校に置く。

第2章 目的および事業

第3条 本専門部は全国高等学校体育連盟規約に基づき、財団法人日本体操協会と提携し、全国都道府県高等学校における体操競技並びに新体操の健全な発展をはかることを目的とする。

第4条 本専門部は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 全国高等学校体操競技・新体操選手権大会の確立。
- 2 全国各高等学校体育連盟体操専門部相互の連絡調整に関する事。
- 3 関係諸団体との緊密な連絡調整に関する事。
- 4 その他目的達成に必要な事項。

第3章 組織

第5条 本専門部は全国各都道府県高等学校体育連盟体操専門部を加盟団体として組織する。

第4章 役員

第6条 本専門部に次の役員を置く。

部長	1名	委員長	1名	委員	若干名	幹事	若干名
副部長	若干名	副委員長	若干名	監事	2名		

第7条 部長及び副部長は総会において推挙する。

- 2 部長は本専門部を代表し、部務を掌理する。副部長は部長を補佐し、部長事故ある時はこれを代行する。

第8条 委員長及び副委員長は総会において選任する。

- 2 委員長は部務を処理する。副委員長は委員長を補佐し、委員長事故ある時はこれを代行する。

第9条 委員は各加盟団体及び各ブロックより選出された代表1名とする。委員は互選により常任委員若干名を選出する。

- 2 委員は加盟団体を代表して本専門部の重要事項を審議する。

第10条 監事は委員中より互選する。

- 2 監事は会計を監査する。

第11条 幹事は委員長が選任し総会の承認を得て、部長が委嘱する。

- 2 幹事は庶務会計をつかさどる。

第12条 役員任期は2ケ年とする。但し、重任をさまたげない。

- 2 補欠役員任期は前任者の残任期間とし、増員による役員任期は他の役員残任期間とする。役員は任期満了しても後任者が就任するまではその職務を行う。

第5章 技術専門部組織

第13条 本専門部は専門的技術に関する事項の執行のため、次の役員組織を設ける。

1 体操競技部 2 新体操部

第14条 各部会は、男子部長、女子部長各1名、男子副部長、女子副部長各1名、男子部員、女子部員各若干名をもって構成する。各部会は必要に応じて開催する。

第15条 各部会は、財団法人日本体操協会との緊密な連絡のもとに高等学校体操競技・新体操に関する競技規則・採点規則、規定演技、その他専門的技術に関する事項の研究を行い、本専門部の諮問に応じる。

第16条 部員の任期は第4章役員任期と同一期間とする。

第6章 顧問・参与

第17条 本専門部に顧問・参与を置く。

- 2 顧問は、本専門部の部長又は副部長であった者のなかから、総会で推薦し、部長が委嘱する。顧問は、部長及び総会の諮問に応ずる。
- 3 参与は、本専門部の部長又は副部長であった者以外の功労者のうちから、総会で推薦し、部長が委嘱する。参与は、総会の諮問に応ずる。

第7章 会議及び機関

- 第18条 総会は部長、副部長、委員長、副委員長、委員、幹事及び技術専門部の部長、副部長により構成し、年1回以上開催する。
- 2 総会は本専門部の最高決議機関であり、予算・決算の承認、役員の任免、規約等諸規則の決定、その他重要事項の審議を行う。
 - 3 総会は定数の2分の1の出席で成立する。出席出来ない時は、委員は同一加盟団体の者に代行させるか他の委員に委任することが出来る。技術専門部構成委員は委任することが出来るが、代行は許されない。
- 第19条 常任委員会は、部長、副部長、委員長、副委員長、常任委員及び技術専門部の男子及び女子の部長、副部長をもって構成し、必要に応じて開催する。
- 2 常任委員会は総会から委任された事項の処理、その他重要業務の執行に当たる。緊急事項の処理は、次回総会に報告しなければならない。
- 第20条 会議は部長が招集し、議長となる。
- 2 会議の表決は出席者の過半数で決する。可否同数の場合は議長がこれを決する。

第8章 専門委員会

- 第21条 本専門部は、この規約第4条の事業を遂行するために、専門委員会を設けることができる。
- 2 専門委員会の目的、名称、委員及びその構成、その他必要な事項は、総会において別に定める。

第9章 会計

- 第22条 本専門部の経費は次にかかげるもので支弁する。
- 1 関係団体よりの補助金
 - 2 事業による収入
 - 3 寄付金
 - 4 その他の収入
- 第23条 本専門部の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。
- 第24条 本専門部の予算は常任委員会で作成し、決算は常任委員会を経て、それぞれ総会の承認を得るを必要とする。

第10章 附則

- 第25条 本規約に規定なき細則は、必要に応じて常任委員会で作成する。
- 第26条 本規約の改正は総会の3分の2の議決を要する。
- 第27条 本改定規約は平成元年2月6日より施行する。

細則

- 第1条 本専門部役員の選出方法は次の通りとする。
- 1 常任委員は全国各ブロックより選任された代表1名とする。
常任委員は、ブロック高等学校体育連盟体操専門部の組織と運営に関し経験と理解が深い運営管理者であること。
 - 2 委員は各都道府県ごとに、代表1名（委員長又は部長）とする。都道府県内に2つ以上の団体がある場合は、総会の承認を得てこれを認める。
- 第2条 技術専門部の部員の選出方法を次の通りとする。
- 1 部員は全国9ブロックより種別ごとに各1名とする。
部員は、当該種別第1種公認審判員であることを原則とし、全国的視野を持った指導者で、ブロック内の競技会及び審判管理に関し経験と理解が深い技術管理者であること。
 - 2 部長、副部長は各部会で互選する。
- 第3条 技術専門部員が会議に出席できないときは、選出ブロックの代表者を派遣することとする。
- 第4条 幹事は、評議権を持つが、議決権は持たないものとする。

昭和38年8月12日制定・昭和58年2月7日改定・平成元年2月6日改定
平成4年2月10日改定・平成5年2月15日改定

